



CCSBT-CC/1810/16

Proposed Revision to the Template for the Annual Report to Compliance Committee and Extended Commission

遵守委員会及び拡大委員会に対する年次報告書テンプレート改正案

Introduction

序論

Each year Members and CNMs (Cooperating Non-Members) are required to submit an annual report to the Compliance Committee (CC) and the Extended Commission (EC) in accordance with the agreed format outlined in the [template for the annual report to the CC and EC](#). A revision to this template was most recently agreed by CCSBT 24 in 2017.

メンバー及び協力的非加盟国（CNM）は、毎年、[遵守委員会（CC）及び拡大委員会（EC）に対する年次報告書テンプレート](#)として合意された様式に従って、CC及びECに対して年次報告書を提出するよう求められている。直近では、2017年のCCSBT 24において当該テンプレートの修正が合意されたところである。

Proposed Draft Revisions

テンプレート改正案

This year another set of revisions are proposed and these are provided as tracked changes in **Attachment A**.

本年は、別紙 A において見え消しによりさらなる修正案を示した。

The revisions proposed are:

提案した修正点は以下のとおりである。

- Section I(3) on Attributable Catch - page 2 of the revised template (deleted);
テンプレート修正案 2 ページ目：帰属漁獲量に関するセクション I(3)の削除
- Section II(1) b explanatory text on page 2 of the revised template plus replacement of the associated table with a new, more detailed table (p3);
テンプレート修正案 2 ページ目のセクション II(1)b の説明文を修正するとともに、当該セクションの表をより詳細な新表（3 ページ）に置き換え
- Section II(1)(d)-VMS on pages 5-6 of the revised template;
テンプレート修正案 5-6 ページ目の VMS に関するセクション II(1)(d)
- Section III(3) explanatory text on p12 of the revised template; and
テンプレート修正案 12 ページ目のセクション III(3)の説明文

- The deletion of existing Attachment A (in the template) and an associated update to the Attachment number on page 6 of the revised template.
旧テンプレート中の既存の別紙 A の削除、及びこれに伴うテンプレート修正案 6 ページ目の別紙番号の更新

Most of these revisions have been proposed to take into account that a common definition of Attributable Catch has been agreed and that this definition is required to have been implemented not later than the 2018 quota year.

これらの修正点のほとんどは、帰属漁獲量に関する共通の定義が合意されており、かつこの定義は 2018 年漁期までに実施されるものとされていることを踏まえて提案したものである。

The proposed amendment to section II(1)(d)-VMS is to require that VMS information should be provided for any authorised carrier vessels flagged to the reporting Member and any fishing vessels flagged to the reporting Member fishing for or taking SBT. This proposed amendment is associated with a recommendation made in paper CCSBT-CC13/1810/09.

VMS に関するセクション II(1)(d) に対する修正案は、報告するメンバーの旗を掲げる全ての許可運搬船から報告するメンバーに対して、及び報告するメンバーの漁船であって SBT を漁獲している又は収穫しているメンバーの旗を掲げる全ての漁船から報告するメンバーに対して、VMS 情報を提出するよう求めるための提案である。この修正提案は、文書 CCSBT-CC/1810/09 における勧告に関連するものである。

Members are invited to review and decide whether to agree the proposed revisions to the annual CC/EC template.

メンバーは、CC/EC に対する年次報告書テンプレートの修正案についてレビューし、これに合意するかどうかについて決定するよう招請されている。

遵守委員会及び拡大委員会に提出する年次報告書のテンプレート

(CC 1342における合意を踏まえ CCSBT 2524で修正)

複数の SBT 漁業があり、各々異なる規則及び手続が適用されている場合には、漁業ごとにテンプレートに記入する方が簡単かもしれない。1つのテンプレートに全ての漁業を記入する場合は、各漁業の情報を明確に区別すること。

テンプレートは、事項によっては割当年度ベースの情報を求めている。CCSBT に関して割当年度を特定していないメンバー・協力的非加盟国（以下 CNM）（すなわち、EU 及びフィリピン）は、暦年ベースで情報を提供すること。同テンプレートでは、割当年度（割当年度を有しない場合は、暦年）を「漁期」と称している。別途記載がない限り、直前に終了した漁期の情報を提供すること。提出時点の漁期に関しても、既に当該漁期にかかる操業が終了している場合又は終了間近である場合には、当該漁期の予備的情報も提供することが奨励される(CCSBT21 より以前には不要であると思われる)。

目次

I. MCS 改善事項のまとめ	2
(1) 今漁期に実現した改善事項	2
(2) 今後予定されている改善事項	2
II. SBT 漁業及び MCS に関する取決め	2
(1) みなみまぐろ漁業	2
(2) SBT の曳航、いけすへの移動、いけす間の移動（蓄養のみ）	65
(3) SBT の転載（港及び洋上）	76
(4) 国内産品の水揚げ（漁船及び蓄養場）	87
(5) SBT の輸出	98
(6) SBT の輸入	109
(7) SBT の市場	109
(8) その他	109
III. 追加の報告要件	1140
(1) 実施している CDS 監査の種類及びカバー率	1140
(2) 生態学的関連種	1140
(3) 過去の SBT 漁獲量（保持・非保持）	1244

I. MCS 改善事項のまとめ

(1) 今漁期に実現した改善事項

今漁期に実施した MCS 改善事項の詳細を記入すること。

(2) 今後予定されている改善事項

今後の漁期に予定されている MCS 改善事項及びその実施予定日を記入すること。

(3) 「国別配分量に帰属する SBT 漁獲量」に関する共通の定義の導入

~~CCSBT 21 は、国別配分量に帰属する SBT 漁獲量の共通の定義について合意するとともに、この共通の定義を 2018 漁期年より前の可能な限り早い段階で導入することに合意した。メンバーは、CCSBT 21 報告書パラグラフ 53 の表 1 (別紙 A のとおり) に明記された国別配分量に帰属する SBT 漁獲量の導入に関する行動ポイントにかかる進捗状況を報告する必要がある。~~

II. SBT 漁業及び MCS に関する取決め

(1) みなみまぐろ漁業

(a) 過去 3 漁期について、各漁業種類 (例：許可商業はえ縄、許可商業まき網、許可商業用船船団、許可国内船団) ごとに、SBT を漁獲した船の隻数を記入すること。

漁期 (例： 2011/12)	漁業種類 1 (漁業種類名を記入)	漁業種類 2 (漁業種類名を記入)	漁業種類 3 (漁業種類名を記入)
	隻数	隻数	隻数

(b) ~~2018 年以降の各過去 3 漁期について、有効漁獲上限 SBT 国別配分量、繰越しの量及び総 SBT 死亡量未消化配分量の繰越分、国別配分量から差し引かれる SBT 総漁獲量 (国別配分量に帰属する漁獲量) をトン数で記入すること。CCSBT メンバーによって、配分量から差し引かれる漁獲量の定義が多少異なるため、表の次に、国別配分量から差し引かれる漁獲量の定義を明確に記入すること。~~

漁期 (例： 2011/12)	国別 SBT 配分量 (トン) (繰越分を除く)	当該漁期に繰越された未消化の配分量 (トン)	国別配分に計上された SBT 漁獲量 (トン)							
			漁業種類 1 (漁業種類名を記入)		漁業種類 2 (漁業種類名を記入)		漁業種類 3 (漁業種類名を記入)			
			当該漁業種類向け国内配分量	配分量から差し引かれる実際の漁獲量	当該漁業種類向け国内配分量	配分量から差し引かれる実際の漁獲量	当該漁業種類向け国内配分量	配分量から差し引かれる実際の漁獲量		

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
Fishing Season 漁期	Effective Catch Limit ¹ 有効漁獲上限 ¹	Quota Carried Forward to this Fishing Season 当漁期に繰り越された漁獲枠	Total Available Catch 総漁獲利用可能量 (Sum of B + C) (B 欄+C 欄)	Total of all mortalities attributed to the Member メンバーの国別配分量に計上される死亡量の総計 (Sum of H to M) (H 欄から M 欄の総計)	Total amount of un-fished quota Member will carry forward to next season ² メンバーが次漁期に繰り越す未漁獲量の合計 ²	Utilisation of Allocation ³ 国別配分量の利用率 ³ (Sum of E + F) (E 欄+F 欄)	Sector 1: [Name] 漁業種類 1: [漁業種類名を記入]		Sector 2: [Name] 漁業種類 2: [漁業種類名を記入]		Sector 3: [Name] 漁業種類 3: [漁業種類名を記入]	
							Retained Mortalities 保持された死亡量	<input type="checkbox"/> Non-Retained Mortalities ⁴ 非保持死亡量 ⁴ Or 又は <input type="checkbox"/> Mortalities with unknown Retention ⁵ 保持状況が不明な死亡量 ⁵ <i>(please tick as appropriate)</i> <i>(必要に応じてチェック)</i>	Retained Mortalities 保持された死亡量	<input type="checkbox"/> Non-Retained Mortalities ⁴ 非保持死亡量 ⁴ or <input type="checkbox"/> Mortalities with unknown Retention ⁵ 保持状況が不明な死亡量 ⁵ <i>(please tick as appropriate)</i> <i>(必要に応じてチェック)</i>	Retained Mortalities 保持された死亡量	<input type="checkbox"/> Non-Retained Mortalities ⁴ 非保持死亡量 ⁴ or <input type="checkbox"/> Mortalities with unknown Retention ⁵ 保持状況が不明な死亡量 ⁵ <i>(please tick as appropriate)</i> <i>(必要に応じてチェック)</i>
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

¹ This is the Member's allocation plus any adjustments for agreed short term changes to the National Allocation. For example, see column 3 of Table 1 at paragraph 87 of the Report of CCSBT 24. 有効漁獲上限とは、メンバーに対する国別配分量に、国別配分量に関して合意された短期的な変更にかかる調整を加えた数量である。例として CCSBT 24 報告書パラグラフ 87 の表 1 (3) を参照されたい。

² This amount shall not exceed 20% of that Member's Effective Catch Limit for the year from which the quota is being carried forward. この数量は、繰り越される漁獲枠が生じた年のメンバーの有効漁獲上限の 20% を超えてはならない。

³ A Member's allocation is fully utilised if the figure in this column (G) is the same as the Total Available Catch in column D. It's under-utilised if this column (G) is less than the Total Available Catch, and over-utilised if greater than the Total Available Catch. (G) 欄の数字が (D) 欄の総漁獲利用可能量と同じである場合、メンバーの国別配分量は完全に利用されていることとなる。(G) 欄が総漁獲利用可能量を下回っている場合は国別配分量を十分に活用しておらず、逆に上回っている場合は総漁獲利用可能量よりも過剰に利用していることとなる。

⁴ This option should be ticked when recording mortalities of non-retained SBT. It can include estimates of actual non-retained mortalities or the amount allocated for potential non-retained mortalities. このオプションは、保持されなかった SBT の死亡量を記録する際にチェックする必要がある。このオプションには、実際の非保持死亡量の推定値、又は非保持死亡量の可能性があるものとして割り当てられた数量が当てはまる。

⁵ This option should be ticked where the mortality estimate or allocation recorded could be a combination of retained and non-retained mortalities. このオプションは、ここに記録した推定死亡量又は割当量が、保持された死亡量と保持されなかった死亡量の組み合わせである場合にチェックする必要がある。

(c) SBT 漁獲量の水準を管理する制度を説明すること。ITQ 及びIQ 制度については、各社・各船への漁獲量の配分方法について明記すること。オリンピック方式の場合は、SBT 船の許可プロセス、及び漁期の終了を決定するための漁業の監視体制について説明すること。さらに、努力量に関する操業上の制約（規則上のもの及び自主的なものの両方）も記載すること。

(d) 下表に漁獲量の監視方法の詳細に記入すること。漁場から離れる漁船の監視方法についても詳細を記載すること（ここでは、セクション2 に報告される曳航船は含まれない）。

監視方法	説明
日次ログブック	<p>記入事項</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 義務要件であるか否か。義務でない場合は、日次ログブックを実施する SBT 漁業の割合を示すこと。 ii. 記録される情報の詳細さの程度（操業ごとに記載、1 日の集計を記載等）。 iii. 収集した努力量及び漁獲量の情報が、CCSBT 科学調査計画（SC5 報告書別紙 D）の「ミナミマグロ漁獲の評価」において規定されている事項（保持・投棄された漁獲を含む）に従ったものとなっているか否か。従ったものとなっていない場合は、その内容について説明すること。 iv. ログブックに記録された ERS の情報。 vi. ログブックの提出先。 vii. 提出スケジュール及び方法⁷。 viii. この情報に対して定期的に行った確認（checking）、検証（verification）作業のタイプ。 ix. 適用される法令及び処罰。 x. その他関連する情報⁸。

⁶ 報告書がメンバー又は CNM の政府水産当局に提出されていない場合は、後日その情報が漁業当局に提出されるか否か、また、その方法及び時期を記載すること。

⁷ 特に、その情報が漁船から電子的に提出されるか否か。

⁸ ERS に関する情報、管理・監視手法の効果に関するコメント、及び今後の改善計画を含む。

追加的な報告方法 (例: RTMP 等)	<p>複数の報告方法がある場合 (例: 日次・週次・月次の SBT 漁獲報告、標識及び SBT 測定に関する報告、ERS 相互作用の報告等) は、この表に追加の行を設け、それぞれの報告方法を記入すること。そして、報告方法ごとに以下の事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 義務要件であるか否か。義務でない場合は、追加的な報告の対象となる SBT 漁業の割合を示すこと。 ii. 記録された情報 (SBT 又は ERS に関連しているか否かも含む)。 iii. 報告の提出先と提出元 (例: 船長、水産会社等) ⁶⁴。 iv. 提出期間及び方法 ⁷³。 v. この情報に対して定期的に行った確認 (checking)、検証 (verification) 作業。 vi. 適用される法令及び処罰。 vii. その他関連する情報 ⁸³。 																																							
科学オブザーバー	<p>記入事項</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 各漁業種類 (例: はえ縄、まき網、商業用船、国内船団) について、過去 3 漁期において、観察された SBT 漁獲量及び努力量の割合、並びにオブザーバーが実際に配乗された総日数。努力量の単位は、はえ縄は釣釣数、まき網は投網数、曳航は曳航回数とすること。 <table border="1" data-bbox="400 1043 1386 1303"> <thead> <tr> <th rowspan="2">漁期 (例: 2011/12)</th> <th colspan="3">漁業種類 1</th> <th colspan="3">漁業種類 2</th> <th colspan="3">漁業種類 3</th> </tr> <tr> <th>観察努力量 (%)</th> <th>観察漁獲量 (%)</th> <th>配乗日数</th> <th>観察努力量 (%)</th> <th>観察漁獲量 (%)</th> <th>配乗日数</th> <th>観察努力量 (%)</th> <th>観察漁獲量 (%)</th> <th>配乗日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ii. 漁獲データを検証するために、オブザーバーのデータとその他の漁獲監視データの比較に用いたシステム。 iii. オブザーバー計画が CCSBT 科学オブザーバー計画規範に従っていたものか否か (オブザーバーカバー率を除く)。従ったものとなっていなかった場合は、その内容を記入すること。さらに、他国とのオブザーバー交換があったか否か。 iv. オブザーバーが記録した ERS に関する情報。 v. オブザーバー報告書の提出先。 vi. オブザーバー報告書の提出のスケジュール。 vii. その他関連する情報 (改善計画、特に、カバー率を努力量の 10% にするための手段を含む)。 	漁期 (例: 2011/12)	漁業種類 1			漁業種類 2			漁業種類 3			観察努力量 (%)	観察漁獲量 (%)	配乗日数	観察努力量 (%)	観察漁獲量 (%)	配乗日数	観察努力量 (%)	観察漁獲量 (%)	配乗日数																				
漁期 (例: 2011/12)	漁業種類 1			漁業種類 2			漁業種類 3																																	
	観察努力量 (%)	観察漁獲量 (%)	配乗日数	観察努力量 (%)	観察漁獲量 (%)	配乗日数	観察努力量 (%)	観察漁獲量 (%)	配乗日数																															
VMS "ii"の事項は、 「CCSBT 漁船監	<p>記入事項</p> <p><u>メンバーの旗を掲げる許可運搬船及び SBT を漁獲又は収穫する漁船に関して、</u></p>																																							

視システムの創設に関する決議」上の要件となっている	<p>i. CCSBT の VMS 決議に従い SBT 漁船に関して、義務付けされた VMS が運用されたか否か。運用されなかった場合は、非遵守の詳細、今後の改善計画を記入すること。</p> <p>ii. 直近に終了した漁期について、以下を記入すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● CCSBT 許可船舶リストにある自国籍の 1) 漁船 (FV) 及び運搬船 (CV) であって船舶のうち、自国の VMS への報告が義務付けられたものの数。 <u>1) FV</u> <u>2) CV</u> ● CCSBT 許可船リストにある自国籍の 1) 漁船 (FV) 及び運搬船 (CV) であって船舶のうち、自国の VMS に実際に報告したものの数。 <u>1) FV</u> <u>2) CV</u> ● VMS の要件が遵守されなかった理由及びメンバーがとった行動。 ● 漁船に搭載された VMS が故障した場合、故障した時点での漁船の位置（緯度及び経度）及び VMS が稼動していなかった期間を報告すること。 ● VMS が故障した場合の手作業による報告手続（例：「4 時間ごとに手動で位置報告を行う」）。 ● CCSBT の VMS 決議パラグラフ 3 (b) に基づいて調査が行われた場合、その詳細、並びにその後に取りられた行動及び現時点までの進捗状況を記入すること。 <p>iii. 適用される法令及び処罰。</p>
洋上検査	<p>記入事項</p> <p>i. 洋上検査のカバー率（例：検査された SBT 航海のパーセンテージ）。</p> <p>ii. その他関連する情報⁸³。</p>
その他（マストヘッドカメラの利用など）	

(e) 別紙 AB に示した許可船舶に関する要件に対して講じられた自国内の行動及び措置（懲罰的及び制裁的行動を含む）にかかるレビューの結果を報告すること。

(2) SBT の曳航、いけすへの活け込み、いけす間の移送（蓄養のみ）

(a) 漁場から蓄養場への SBT の曳航を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

- i. SBT の曳航の要件となる観察（カバー率を含む）。
- ii. SBT のロスを記録するための監視システム（特に SBT の死亡）。

(b) 曳航用いけすから蓄養いけすへの SBT の移送を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

- i. SBT の移送の要件となる検査・観察（カバー率を含む）。
- ii. SBT の移送量を記録するための監視システム。
- iii. 継続的な監視に向けたステレオビデオシステムの採用計画。

(c) 上記 (a) 及び (b) について、関連する CCSBT CDS 書類（蓄養活け込み様式、蓄養移送様式）を記入、確認（validating）⁹、回収するためのプロセスを説明すること。

(d) その他関連する情報⁸³。

(3) SBT の転載（港及び洋上）

(a) 「大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議」に準じて、以下を報告すること。

- i. 前漁期中に洋上及び港内において転載された SBT の数量。

漁期（例： 2011/12）	洋上転載された SBT 年間漁獲量の 割合	港で転載された SBT 年間漁獲量の 割合

- ii. CCSBT 許可船舶リストに登録されている LSTLV のうち、前漁期中に洋上及び港内転載を行ったもののリスト。
- iii. 前漁期中に LSTLV から洋上で転載物を受けた運搬船に配乗されたオブザーバーからの報告に関する内容及び結果を評価する包括的な報告書。

(b) 港での転載を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

- i. SBT が転載される可能性がある港として指定されている外地港、並びに SBT の港内転載が禁止されている外地港に関する旗国の規則及び外地港名。
- ii. SBT の港内転載にかかる旗国の検査要件（カバー率を含む）。
- iii. 指定寄港国との情報共有。
- iv. SBT 転載数量の記録を監視するシステム。
- v. 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、漁獲標識様式）を記入、確認（validating）⁹⁴、回収するためのプロセス。
- vi. 適用される法令及び処罰。
- vii. その他関連する情報⁸³。

(c) 洋上転載を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

⁹ この作業を行う人の地位（例：政府担当官、許可を受けた第3者）も含めること。

- i. SBT の洋上転載の許可に関する規則及びプロセス、並びに (CCSBT 転載オブザーバーの配乗に加え) SBT の転載数量を確認 (checking)・検証 (verifying) する方法。
- ii. SBT 転載数量の記録を監視するシステム。
- iii. 関連する CCSBT CDS 文書 (漁獲モニタリング様式、漁獲標識様式) の回収プロセス。
- iv. 適用される法令及び処罰。
- v. その他関連する情報⁸³。

(4) SBT 又は SBT 製品を船上に保持する外国漁船又は運搬船の港内検査

このセクションでは、CCSBT の港内検査の最低基準を定めた CCSBT 制度に関する決議に関する報告を行うこと。SBT 又は SBT 製品の陸揚げ及び／又は転載を目的としてこれを運搬する許可外国漁船又は運搬船を指定港に入港させる寄港国であるメンバーは、このセクションに記入しなければならない。SBT 又は SBT 製品の陸揚げ／転載であって、それ以前に港において陸揚げ又は転載が行われていないものに関する情報のみ、下表に記入すること。

- i. SBT 又は SBT 製品を運搬する外国漁船又は運搬船が入港を要請することができる指定港の一覧を示すこと。
- ii. SBT 又は SBT 製品を運搬する外国漁船又は運搬船が指定港への入港許可を要請する際に求められる最短の通知期間を示すこと。
- iii. 直近の暦年に関して、港内において SBT 又は SBT 製品を運搬する外国漁船又は運搬船が行った陸揚げ／転載作業の回数、うち検査が行われた陸揚げ／転載作業の回数、及び CCSBT 措置に対する違反が確認された検査の回数に関する情報を示すこと。

暦年	外国船の船籍	実施された陸揚げ／転載作業の回数	検査が行われた陸揚げ／転載作業の回数	CCSBT 措置に対する違反が確認された陸揚げ／転載作業の回数
	総数			

(5) 国内産品の水揚げ (漁船及び蓄養場)

- (a) 国内産品として水揚げされた SBT 漁獲量の適当な割合を記入すること。
- (b) SBT の国内水揚げの管理・監視に使用したシステムを説明すること。以下の詳細も記入すること。
 - i. SBT 水揚げ指定港に関する規則。
 - ii. SBT の水揚げの要件となる検査 (inspection) (カバー率を含む)。
 - iii. SBT が他の種として水揚げされていないことを確認するために利用された遺伝子検査その他全ての技術に関する詳細。
 - iv. SBT 水揚げ数量の記録を監視するシステム。

- v. 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、漁獲標識様式）の確認（validating）²⁴・回収プロセス。
- vi. 適用される法令及び処罰。
- vii. その他関連する情報²³。

(6) SBT の輸出

(a)

i. 過去3 暦年について、年ごとに、各国・漁業主体に輸出された国産品の漁獲量、並びに国内に保持された SBT 国産品の推定漁獲量（国内漁獲量から総輸出量を差し引くことで推定可能）を示すこと（トン単位での重量、小数点第1位まで）。この表においては、全ての重量について、原魚重量ではなく製品重量を示すこと。

暦年 ¹⁰	国内消費用に保持された推定数量（国内漁獲量－輸出量）	SBT 輸出先							
		国・漁業主体 1	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

ii. 輸入された漁獲物のうち、再輸出された量を特定すること。

暦年 ¹⁰⁵	SBT 再輸出先							
	国・漁業主体 1	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

(b) SBT の輸出を管理・監視するために使用したシステムを説明すること（外地港に直接水揚げしたものも含む）。以下の詳細も含めること。

- i. SBT 輸出の要件となる検査（inspection）（カバー率を含む）。
- ii. SBT が他の種として輸出されていないことを確認するために利用された遺伝子検査その他全ての技術に関する詳細。
- iii. SBT 輸出量の記録を監視するシステム。
- iv. 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、場合によっては漁獲標識様式又は再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式）の確認（validating）²⁴・回収プロセス。

¹⁰ 「暦年」とは、輸出（再輸出）が行われた日付の年のことをいう。

- v. 適用される法令及び処罰。
- vi. その他関連する情報⁸³。

(7) SBT の輸入

(a) 過去3 暦年について、年ごとに、各国・漁業主体から輸入された SBT の総量を示すこと（トン単位での重量、小数点第1 位まで）。この表においては、全ての重量について、原魚重量ではなく製品重量を示すこと。

漁期 (例： 2011/12)	SBT 輸入先								
	国・漁業 主体 1	：	：	：	：	：	：	：	：

(b) SBT の輸入を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

- i. SBT の輸入のための特定の港の指定に関する規則。
- ii. SBT 輸入の要件となる検査（カバー率を含む）。
- iii. SBT が他の種として輸入されていないことを確認するために利用された遺伝子検査その他全ての技術に関する詳細
- iv. 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、場合によっては、再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式）の確認（checking）・回収プロセス。
- v. 適用される法令及び処罰。
- vi. その他関連する情報⁸³。

(8) SBT の市場

(a) 水揚げから市場までのサプライチェーンの各地点を対象とした全ての活動を記入すること。

(b) 市場での SBT の管理・監視を行うために使用したシステムを説明すること（例：特定の文書化及び又は標識装着に関する自主的又は義務化されている要件、並びにそれらの要件の遵守状況の監視又は監査。）。

(c) その他関連する情報⁸³。

(9) その他

関連するその他の MCS システムを説明すること。

III. 追加の報告要件

(1) 実施している CDS 監査のカバー率及び種類

CDS 決議パラグラフ 5.9 に基づき、同決議パラグラフ 5.8¹¹ に従って実施した監査のカバー率及び種類、並びに遵守の程度を記入すること。

(2) 生態学的関連種

(a) 2008 年の ERS 勧告の実施に関する報告要件

- i. 下記の各計画・ガイドラインが実施されているか否かを記入し、実施されていない場合は、各計画・ガイドラインの実施に向けてどのような行動が取られたかを説明すること。
 - はえ縄漁業によって偶発的に捕獲される海鳥の削減に関する国際行動計画
 - サメ類保存管理のための国際行動計画
 - 漁業操業における海亀死亡の削減のための FAO ガイドライン
- ii. 下記のまぐろ類 RFMO 漁業において生態学的関連種¹²の保護を目的とする現行の全ての法的拘束力を持つ措置又は勧告されている措置¹³が遵守されているか否かを記載すること。遵守されていない場合は、どの措置が遵守されていないか、また、遵守に向けてどのような進展があるかを記載すること。
 - IOTC 条約水域で操業する際には IOTC の措置
 - WCPFC 条約水域で操業する際には WCPFC の措置
 - ICCAT 条約水域で操業する際には ICCAT の措置
- iii. 以下の RFMO の要件に基づいて生態学的関連種に関するデータ収集・報告が実施されているか否かを記載すること。これらの要件に基づいてデータが収集・報告されていない場合は、どの措置が遵守されていないか、また、遵守に向けてどのような進展があるかを記載すること。
 - CCSBT¹⁴
 - IOTC 条約水域で操業する際には IOTC の要件
 - WCPFC 条約水域で操業する際には WCPFC の要件
 - ICCAT 条約水域で操業する際には ICCAT の要件

¹¹ CDS 決議パラグラフ 5.8 は、「メンバー及び協力的非加盟国は、CDS 文書に含まれる情報を確認するために必要な範囲で、船舶、水揚げ及び可能であれば市場に対する検査を含む監査を適正な水準で実施しなければならない」と規定している。

¹² 海鳥、海亀及びサメを含む。

¹³ これら RFMO の関連する措置は、http://www.ccsbt.org/site/bycatch_mitigation.php に掲載されている。

¹⁴ CCSBT の現行の要件には、科学オブザーバー計画規範に規定されているもの、及び ERSWG に提出する年次報告書テンプレートに記入する内容のものがある。

(b) 観察された ERS 相互作用の数（死亡も含める）を記載し、総死亡推定量を得るために使用したスケーリング（補正）方法を説明すること（可能な限り¹⁵、学名も含め種別に記載すること）。

	漁業種類1 (漁業種類名)		漁業種類2 (漁業種類名)	
直近の暦年（年を記入）				
総釣釣数（まき網は操業数）				
観察された釣釣数（操業数）の割合				
	観察された相互作用・死亡の総数			
	相互作用	死亡	相互作用	死亡
海鳥				
サメ				
海亀				
前暦年（年を記入）				
総釣釣数（まき網は操業数）				
観察された釣釣数（操業数）の割合				
	観察された相互作用・死亡の総数			
	相互作用	死亡	相互作用	死亡
海鳥				
サメ				
海亀				

(c) 緩和 - 緩和措置に関する現行の要件を記入すること。

(d) 混獲緩和措置の使用状況のモニタリング

- i. 混獲緩和措置の遵守をモニタリングするために用いられる方法（例：実施される港内検査の種類、及び遵守状況をモニタリングするために用いられるその他のモニタリング及び取締りプログラム）を記入すること。カバー率の詳細（例：各年の検査された船舶の割合）を含むこと。
- ii. SBT 船舶に関する遵守プログラムの一環として収集された緩和措置措置に関する情報の種類を記入すること。

(3) 過去の SBT 漁獲量（保持・非保持）

2018 年漁期まで（2018 年は含まない）に関して、 下表に、漁業種類（例：商業はえ縄、商業まき網、商業用船、商業国内用船、遊漁、慣習及び／又は伝統漁業及び沿岸零細漁業であって、全ての放流及び／又は投棄を含む）ごとに、過去の SBT 漁獲量の最善の推定値（入手可能な重量及び数量）を記入すること。~~直近に終了した漁期の分も含めること。~~ 船上保持された SBT と保持されなかった SBT の両方を記入すること。蓄養以外の全ての漁業種類はえ縄及び遊漁については、「保持 SBT」は船上保持された SBT を含み、「非保持 SBT」は海に戻した SBT を含む。蓄養については、「保持 SBT」は蓄養いけすに活け込みされた SBT を含み、「非保持 SBT」は曳航中の死亡を含む。可能な場合は、漁業種類ごとに、重量（トン）及び尾数の両方をブラケットで示すこと（例：[250]）。表の全ての欄に記入すること。数値がゼロの場合は、「0」と記入すること。漁業種類によっては、この表で求めている情報がまだ得られていない場合もあり、不明な場合は「？」と記入すること。しかしながら、不

¹⁵ 特定の種に関する情報がある場合は、関連する海鳥、サメ及び／又は海亀の小項目の下に追加の行を挿入して記載すること。

CCSBT 21 報告書

表1の行動ポイントがメンバーにより合意された。表中、「外部」は非メンバーの漁獲量を示し、「内部」はメンバーの帰属漁獲量を示す。

表1：国別配分量に帰属する SBT 漁獲量の導入に関する行動ポイント

	外部	内部	ESC 作業計画
2015	<p>ECは、2018-20年のTAC期間における非メンバーの漁獲量の考慮にかかる原則及びプロセスに関する議論を開始する。</p> <p>ESC、CC及びメンバーは、非メンバーの漁獲量の推定値を提供するための分析に着手する。</p> <p>非メンバー国の漁獲量の推定に寄与するための大規模市場の市場分析を委託する。</p>	<p>1. 個々のメンバーによる、同国に当てはまる死亡要因に関する調査、及びESC及びCCの議論及びレビューに向けた報告</p> <p>2. メンバーは、最良の推定値に基づく帰属死亡量の全ての要因に対するアローワンスの設定を2016-17漁期年から開始するよう努力するものとし、他のメンバーに対して、CCSBT22までにこれを通知するものとする。これができなかったメンバーは、CCSBT22に対してその旨通知するとともに、なぜできなかったのかについて説明し、及びアローワンスを設定できる期限を定めるものとする。</p> <p>3. ECは、次のクォータブロック（2018-20年）中に帰属漁獲量に対処するプロセスにかかる議論及び合意に着手する。</p>	<p>無報告死亡量に関する情報の照合及びOM「船団」に沿った当該情報の分類（ESC19報告書）</p>
2016	<p>ESC、CC及びメンバーは、非メンバーの漁獲量の推定値を提供するための分析を継続する。</p> <p>ECは、2018-20年のTAC期間における非メンバーの漁獲量を考慮するための調整について決定する。</p>	<p>必要な場合、ECは、次のクォータブロック（2018-2020年）中に帰属漁獲量に対処するためのプロセスに関して合意するため、検討を継続する。</p> <p>個々のメンバーは、同国に当てはまる死亡要因に関する調査を継続するとともに、ESC及びCCの議論及びレビューに向けた報告を行う。</p>	<p>ESCは、2018-2020年のTACを勧告するためにMPを走らせる予定である。</p>
2017	<p>ESC、CC及びメンバーは、非メンバーの漁獲量の推定値を提供するための分析を継続する。</p>	<p>個々のメンバーは、同国に当てはまる死亡要因に関する調査を継続するとともに、ESC及びCCの議論及びレビューに向けた報告を行う。</p>	<p>ESCは、全面的な資源評価及び第一回目の公式MPレビューを行う予定である。</p>
2018		<p>帰属漁獲量の共通の定義の全面的な実施</p>	

CCSBT 許可船舶決議

記録に記載された船舶の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、次を行わなければならない。

- a) 自国の漁船が CCSBT 条約及びその保存・管理措置に基づく要件と責任を遂行できる場合にのみ、自国の漁船にみなみまぐろを漁獲する許可を与える。
- b) 自国の漁船が関連するすべての CCSBT の保存・管理措置を遵守することを確保するために必要な措置を講ずる。
- c) CCSBT の記録に掲載されている自国の漁船が、有効な船舶登録証書並びに漁獲及び／又は転載のための有効な許可証を船上に保持することを確保するために必要な措置を講ずる。
- d) 当該船舶が IUU 漁業活動の経歴を有する場合、船主は当該船舶が二度とそのような活動に従事しないことを示す十分な証拠を提供したことを確認する。
- e) CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者及び操業者が、CCSBT の記録に掲載されていない漁船によるみなみまぐろの漁業活動に従事又は関与していないことを、国内法で可能な範囲で確保する。
- f) 規制又は懲罰的措置が効果的にとられるように、CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者が、旗国であるメンバー及び協力的非加盟国内の市民又は法人であることを確保するために、国内法で可能な範囲で必要な措置を講ずる。